

審査結果報告書

令和5年12月4日

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会政治倫理審査会委員長 野坂 道明



鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和5年10月2日に提出された、鳥取県議会議員に係る審査請求について、本審査会において審査した結果は次のとおりでしたので、条例第11条第1項の規定により報告します。

第1 審査請求の対象とされた議員

松田 正 議員

第2 審査請求の概要

令和5年10月2日付け審査請求書に記載された請求の概要は次のとおりである。

1 審査請求の対象となる事由

- (1) 条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」
- (2) 条例第3条第1項第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。」

2 審査請求の理由

被審査議員は、令和4年度の政務活動費について適切な事務処理を怠り、計上した宿泊費について、宿泊の必要性を裏付ける政務活動報告書が、関係書類の公表を開始する令和5年8月1日に至っても提出されなかった。こうしたことを含め、報道等による批判の高まりもあり、修正報告書を提出のうえ、同年9月4日に一部を返納した。このことについて、同月7日に記者会見を行ったものの、一連の報道において説明責任を十分果たしていないと指摘されているところである。

また、平成28年に設立された議員有志の活動組織であるゴルフ同好会において、会員から集めた会費を幹事長として自ら管理していたが、その共同資金について約7年間にわたり、決算報告など適切な会計報告等を行わないまま、断続的に50回以上200万円を超える額を出金しており、令和5年9月15日に開かれた同会の総会において本人が「説明できない」と述べる不正経理が発覚した。

これらのことについて、条例第3条第1項第1号及び第6号に反する疑いがあると認めるため、審査請求を行う。

第3 審査結果

1 結論

本件は、条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」及び第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。」に反するものと認める。

2 議長に求める措置の内容

条例第10条の規定に基づき、議長に対し、「議員辞職の勧告」の措置を講ずるよう求める。

3 認定した事実

被審査議員からの意見聴取等の結果、次のとおり事実認定した。

(1) 政務活動費について

ア 被審査議員は、令和4年度政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しを、提出期限である令和5年5月1日に提出したが、記載漏れ等があったため、同月18日、議会事務局から、交通費や宿泊費を伴う政務活動について記載する様式である「政務活動一覧」の補正と、県外調査活動を行った際に作成する様式である「活動報告」の提出を求められた。

イ 「政務活動一覧」及び「活動報告」は、鳥取県政務活動費交付条例第4条第2項の規定に基づき定められている「政務活動費の用途及び支出手続きに関する指針」において提出が義務づけられている書類である。

ウ 同年7月17日、被審査議員は「活動報告」を提出した。一方で、令和4年度政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しが公表される同年8月1日になっても、補正した「政務活動一覧」を提出しなかった。

エ 公表後、「政務活動一覧」が提出されていない県内宿泊費等について、「妥当性を疑う支出」、「異様な宿泊数」などとテレビや新聞等により報道された。公表の時点で被審査議員が計上していた宿泊費の内訳は、県内宿泊66泊分（鳥取市内65泊、三朝町内1泊）、県外宿泊16泊分の合計82泊分であった。

オ 同月23日、被審査議員は、当初計上していた県内宿泊66泊分の宿泊費及びそれに伴う交通費並びに県外宿泊2泊分の宿泊費の計上を削除する旨の政務活動費収支報告書の修正報告書及び計上を削除した分を除いた「政務活動一覧」を提出した。

カ 同年9月4日、被審査議員は、オにより計上を削除した分の412,420円を返納した。

キ 同月7日、被審査議員は、これらのことについて、記者会見を行った。

(2) ゴルフ同好会に係る不正経理について

ア 被審査議員は、平成28年に設立された議員有志で組織するゴルフ同好会（以下「同好会」という。）において、同年7月から、徴収する会費（1人当たり月額2,000円）を管理するため、「鳥取県議会ゴルフ同好会 幹事長 松田正」名義の普通預金

口座を開設した。

イ 被審査議員は、平成31年4月頃、同好会の一部の会員から議会事務局を通して、同好会の決算報告がない旨の指摘を受けたが、何ら対応しなかった。また、令和5年4月頃、別の会員から同じように指摘を受けたが、何ら対応しなかった。

ウ 令和5年9月初め、同好会の一部の会員からの指摘をきっかけに、平成28年10月から令和5年6月までの間、被審査議員が保有していたキャッシュカードを使って、57回にわたり計2,568,928円を出金していたことが判明した。この期間において、同好会の決算報告等は一度も行われていない。

エ 同月15日、被審査議員は、これまで出金した総額から、自身が同好会の活動経費として申告した267,000円を除く2,301,928円を返金した。

オ 同日、同好会の臨時総会が招集され、その場で通帳を回覧し、集まった会員らで出金記録の確認を行った上で、被審査議員に用途の説明を求めたところ、「説明できない」と述べ、私的流用を認めた。

カ その後、同好会の解散に伴う清算手続きにおいて、エの被審査議員が申告した267,000円のうち80,000円は同好会の活動経費として認められ、残り187,000円については、被審査議員への会費の返還分130,468円と相殺されたうえ、残額56,532円は、被審査議員が返金した。

キ 同好会での不正経理の発覚を受けて、鳥取県議会自由民主党は同年9月15日に、被審査議員を除名処分とした。また、自由民主党鳥取県支部連合会は、同月19日に、被審査議員を除名処分とした。

4 本審査会の判断

(1) 政務活動費について

政務活動費について、支出を裏付ける種々の書類の提出及び公表が義務づけられている趣旨は、公金である政務活動費の用途を議員自らが明らかにすることで、県民に対して適切な支出であることの説明責任を果たし、政務活動費の執行の公正性を確保することにある。

被審査議員は、提出義務のある「政務活動一覧」について、一旦は提出期限である令和5年5月1日に提出したものの、同月18日に議会事務局から記載漏れ等により補正を求められた後、公表日である同年8月1日に至っても、提出しなかった。このことについて、後から提出すれば足りるという甘い考えであったことを自身も認めており、約2か月半にもわたって正当な理由なく必要書類の提出を怠ったといえる。

公表後、被審査議員が計上した宿泊費、特に「政務活動一覧」が提出されていないことにより必要性が不明確な県内宿泊費等について、批判的な報道がなされ、不正な計上ではないかとの県民からの疑念を招いた。被審査議員には、自身が必要書類の提出を怠ったことにより政務活動費の用途に疑義が生じた以上、公表の趣旨に鑑みて、正当な政務活動のための支出であることを説明すべき責任があった。結果として、被審査議員は、「政務活動一覧」を提出していなかった県内宿泊費等の計上を削除し、その分は返

納したのであるが、返納するだけで疑念に対する説明責任を免れるわけではない。

返納後の同年9月7日に記者会見を開いたものの、政務活動を本当にしていたと主張する一方で、政務活動であることの記録を残しているものと残していないものがあるとの発言もあり、結局、政務活動費として計上していた県内宿泊費等のうち具体的に何が正当なものだったのかは明らかにならなかった。そして、本審査会における被審査議員の発言からは、日々の政務活動を正確に記録したうえで根拠をもって政務活動費を計上するのを怠っていたこと、また、登庁して執行部からの聞取り等を政務活動として行っていたとしてもこれほど多くの日数を宿泊する必要があるのかどうかという点について、必要性を深く考えずに漫然と政務活動費を計上していたことが認められた。

自身の記録管理が杜撰であったことが原因で、説明がつかない県内宿泊費等を政務活動費として計上したことで公正を疑われ、疑念を払拭できなかったことは、公金である政務活動費を扱う上での規範意識が著しく希薄であったことの現れであり、政務活動費制度の公正性に対する信頼を害し、ひいては、県民の議会に対する信用を損なうものである。

(2) 同好会に係る不正経理について

被審査議員は、複数の会員から徴収した同好会の活動のための資金について、会員から同好会の決算報告がない旨の指摘を受けたことがあったにもかかわらず、自身が同好会の会計を管理できる立場にあることを利用して、約6年9か月の間、57回にもわたり、計2,568,928円（うち80,000円は同好会のための支出として認められたもの）を出金していた。このことについて、本審査会において、出金した金銭は主に個人的な用途に使ったものであること、また、当初はそのうち返せば良いという軽い認識でおり、いつしか罪悪感が薄れていき常習的に出金していたことを認めた。本件が発覚してから同好会に対して返金を行ってはいるが、その常習性から、コンプライアンス意識が著しく欠如していると断じざるを得ず、場合によっては業務上横領といった刑法上の罪に問われかねない事態で、議員である以前に一社会人として、到底許されるものではない。

県議会議員という法令遵守はもとより高い倫理観が求められる立場にありながら、長年にわたり常習的にこのような身勝手な不正を行っていたことは言語道断で、県民から公正さを疑われて然るべきであるし、本件により、県民の議会に対する信頼を大きく失墜させることになったことは明らかである。

(3) 小括

これらのことから、本件は、条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」及び第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。」に反するものと認める。

(4) 議長に求める措置の内容について

県議会議員は、県民の厳粛な負託を受けて県議会という県政における最高議決機関を構成するものであり、法令を遵守することはもとより、県民の模範としてふさわしい高い倫理観や品位を保持すべき立場にあり、自らの行動を厳しく律しなければならない。

被審査議員の行為は、公金である政務活動費を受け取る身でありながらその取扱いに対する認識があまりにもルーズで誠実さに欠け、また、長年にわたり常習的に同じ仲間である県議会議員で構成する同好会の金銭に不正に手をつけるという到底許されざるものであり、前段の議員としての責務に反することは明らかである。県民の信頼を裏切り、県議会の品位を大きく傷つけたものであり、県議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

よって、全会一致で「議員辞職の勧告」の措置を講ずるよう議長に求めることが相当であると決定した。

第4 審査の経過

1 第1回審査会（令和5年10月3日開催）

(1) 正副委員長の互選

野坂道明委員を委員長に、興治英夫委員を副委員長に選任することを決定した。

(2) 協議（審査の進め方について）

次回以降の審査の進め方について、被審査議員から文書により弁明書の提出を求め、次回の審査会において被審査議員の出席を求め、弁明の機会を付与すること及び各委員から被審査議員に対する質疑を行うこととし、令和5年10月3日時点では、被審査議員が体調不良により県議会9月定例会を欠席している状況であるため、具体的な日程については、被審査議員からの返答等を委員で共有しながら調整していくことを確認した。

2 第2回審査会（令和5年11月30日開催）

(1) 弁明の機会の付与

被審査議員が出席し、口頭による弁明を実施した。

(2) 質疑応答

被審査議員から提出された弁明書及び(1)の口頭による弁明を踏まえ、各委員から被審査議員に対し、質疑を行った。

(3) 協議（措置等について）

(1)及び(2)を踏まえ、条例第3条第1項に規定する「行為規範」に反するかどうか、及び、審査会から議長に対して求める措置について、協議した。

全会一致で、条例第3条第1項に規定する「行為規範」に反すると認め、また、「議員辞職の勧告」を求めることに決定した。

3 第3回審査会（令和5年12月4日開催）

(1) 協議（審査結果報告書案について）

議長に対して提出する審査結果報告書の文案について、協議・決定した。

(2) 協議（議員辞職勧告決議案について）

議員辞職勧告の決議の文案について、協議・決定した。